

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

妹背牛町長 田 中 一 典

市町村名 (市町村コード)	妹背牛町 (14338)	
地域名 (地域内農業集落名)	妹背牛地区 (1区、2区第2、2区第1、2区巴、3区内田、3区塚島、3区第1、3区第2、4区中央、4区社地、4区第2、4区北、4区西、4区東、4区第1、5区第1、5区昭和、5区山3線、6区山2線、6区南、6区下4号、6区東北、6区中央、6区第2、7区協栄、7区協和、7区更進、7区更生、7区第1、8区2沼、8区第1、8区協栄、8区第3、8区東、8区大成、8区中央、9区小藤、9区千秋、9区東小藤、9区小藤第1、9区緑ヶ丘、9区旭、9区日の出、9区北斗、10区新1線、10区栄進、10区黄金、10区共西、10区東栄、10区共進、10区共栄、10区中央、11区第4、11区栄、11区第5、11区第6)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・妹背牛地区は、水稻を基幹としつつ土地利用型作物の小麦・大豆・そば等と労働集約型作物の花き等が栽培されており、複合経営による生産化が図られている。  
 ・現在、遊休農地は存在しないが、農業経営体数は2010年236経営体に対し、2020年188経営体と20%減少し、経営主年齢階層別経営体数でも60歳以上が全体の45%を占めており、農家戸数の減少や経営主の高齢化が顕著であり、近い将来、地域で農地を引き受けきれない状況になることも想定され、農地の荒廃が懸念される。

【地域の基礎データ】

- ・農業経営体: 188経営体(うち60才以下104経営体)、法人経営体16経営体 ※2020農業センサス
- ・主な作物: 水稻、小麦、大豆、そば、花き等

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域内の農地の有効活用に向けて、農作物の収量・品質向上に資する基盤整備事業等を着実に実施するとともに、スマート農業技術や省力栽培技術を取り入れ、省力化・生産コストの削減にむけた取組を推進する。  
 ・地域の維持・活性化に向けて、地域農業の担い手となる法人の育成及び新規就農者の育成確保に努め、農業を担う者への農地継承が円滑に進むように、地域の担い手が一体となって農地を利用していく体制づくりを図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,391 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,391 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会と連携を図りながら、農地中間管理機構を通じて地域計画に位置付けた地域内の農業を担う者に対する農用地の集積・集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じて目標地図に位置付ける農用地の利用権設定を進めるとともに、土地所有者等の意向に配慮した機構への貸付手続きを実施する。
(3)基盤整備事業への取組方針
計画に基づいた道営土地改良事業を進めるとともに、新規地区の基盤整備事業を検討し、担い手への農地の集積・集約化に伴う経営規模の拡大と生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り地域の担い手として育成するとともに、経営資源を新規就農者に継承する第三者経営継承を推進するため、関係機関と連携し、相談から定着後のフォローアップ等まで一貫して行えるよう体制強化を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、妹背牛エア・サブライ(無人ヘリ)及び各地区の防除組合(ドローン・ビークル)での共同防除を継続する。 農家戸数の減少を踏まえ、今後の農作業委託の取組について関係機関と連携しながら検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカやアライグマなどの農業被害を防止するため、音や超音波などによる防獣忌避機器等を活用した効果的な取組を推進するとともに、有害鳥獣駆除や捕獲の人材の確保・育成に努める。
- ②化学肥料・農薬の使用を削減するYES・cleanの取組を継続し、緑肥の作付、堆肥の施用など環境の負荷低減につながる取組を推進する。
- ③農作業の省力化や生産性の向上を図るため、自動操舵システムなどのスマート農業技術の普及に取り組み、農作業の効率化を推進する。
- ④畑作物が定着している水田の畑地化に取り組み、畑地化促進事業など必要な対策を行う。  
今後、新規需要米として輸出米等の取組について、関係機関と検討する。
- ⑦農地の多様な機能を発揮していくため、多面的機能支払制度等を活用し必要な取組を推進する。
- ⑧施設の利用状況を考慮した上、必要に応じて、農業用施設の改修、整備、集約化に取り組み。
- ⑨国産飼料の安定供給と環境負荷の低減に資する循環型農業の耕畜連携について、今後も継続して取組を実施する。